

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成31年3月15日（金）

場 所 中部地区会館 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について（申請件数 3件）
- 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（申請件数 3件）
- 議案第3号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について（申請件数 1件）
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 3件）
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 9件）

応召委員（12名）

1番	川島 修	3番	藤野 政彦
4番	石川 裕一	5番	伊東 誠司
6番	榎本 英雄	7番	荒幡 善政
8番	安彦 祥子	9番	高橋 文雄
10番	大口 貴司	11番	朝倉 庄吉郎
12番	奥住 雄一	13番	田代 敏夫

不応対委員（1名）

2番 内野 晴夫

職務のために出席した者（事務局）

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	進藤 博

午後3時59分開会

議 長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しております

ので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、3番藤野政彦委員、9番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」3件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第1号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について3件の申請がございました。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年7月18日に相続し、前回調査は、平成28年2月15日になります。

申請番号2番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年7月24日に相続し、前回調査は、平成28年4月15日になります。

申請番号3番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は1番～5番までと8番～21番までが畑で、6番と7番は登記地目宅地でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年8月15日に相続し、前回調査は、平成28年3月15日になります。

なお、申請地の内3番から9番までにつきましては、土地区画整理事業による仮換地の指定がなされておりますので、議案資料の8頁から25頁までを御参照ください。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありました。本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を伊東副部会長に報告していただきます。

それでは伊東副部会長、よろしく願いいたします。

5番
(伊東 誠司君)

本日午後1時30分より土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、玉ネギが栽培されており、②の農地はサヤエンドウが栽培されており、一部は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、大根、ネギ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①～④の農地は作付け準備で、⑤～⑥の農地は、ネギ、大根等が栽培されておりました。⑧⑨の農地は作付け準備中で、⑩⑪の農地は大根、小松菜が栽培されており、⑫番の農地はパイプハウスが設置されており、中では小松菜が栽培されておりました。⑬～⑮の農地にはハウレン草、大根、インゲン、赤紫蘇、キャベツ等が栽培されており、⑯⑰は茶園でした。⑱～㉑の農地はヌラボウ、小松菜、ネギ、アスパラ、ニンニク、玉ネギ等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員

7番
(荒幡 善政君)

1番の申請地につきまして、現地確認をしております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書を発行いたします。

次に議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」3件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、3件の申請がございました。

申請番号1番 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、平成30年7月21日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

申請番号2番 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、平成30年12月17日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

申請番号3番 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、平成29年10月8日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を伊東副部会長に報告していただきます。

それでは伊東副部会長よろしく願いいたします。

5番
(伊東 誠司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」3件ございます。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、全て作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、梅の木があり、草が多少生えており、管理があまりされておりませんでした。死亡のため仕方がないと思われま

す。以上のことから議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいと思われま

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、石川委員

4番
(石川 裕一君)

申請地を確認しております。申請地は農地として管理されております。

9番
(高橋 文雄君)

2番及び3番の申請地につきまして現地を確認しております。3番につきましては草が生えており、相続人が杉並区の人のため草を刈るように指導はまだできない状態です。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので、議案第2号につきましては、証明書を発行いたします。

次に、議案第3号「都市農地貸借円滑法に基づく経営規模拡大について」1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号「都市農地貸借円滑法に基づく経営規模拡大について」1件の申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

申請番号1番 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

本事業計画の内容につきましては、議案資料の56頁から59頁に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を伊東副部長に報告していただきます。

それでは伊東副部長よろしく願いいたします。

5 番
(伊東 誠司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「都市農地貸借円滑法に基づく経営規模拡大について」1件あります。

申請地の農地ですが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請人につきましては、以前より新規就農者として農業経営

	<p>を行っている方なので問題はなく、以上のことから承認してよろしいかと思われま</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお本件につきまして、3月4日に両名に会い、現地確認及貸借について確認しております。</p>
委員	<p>なし</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>御意見等ないようですので、議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は承認したいと思います。御異議等ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては承認することといたします 次に、報告第1号「農地法第4条に係る会長専決処理について」3件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは御説明いたします。 報告第1号農地法第4条に係る会長専決について3件ございます。 本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出であります。 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。 転用目的は、1番と2番が駐車場、3番が一般住宅でございます。 以上でございます。</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、石川委員</p>
4番 (石川 裕一君)	<p>1番と2番の届出地ですが、すでに駐車場になっており、3番には住宅があるのを確認しております。</p>

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条に係る会長専決処理につて」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条に係る会長専決処理について」9件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号 農地法第5条に係る会長専決について9件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的は、1番が分譲住宅、2番から8番が一般住宅、9番が児童福祉法第39条に基づく保育園でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川島委員

1 番
(川島 修君)

1番につきましては現地を確認しております。

4 番
(石川 裕一君)

2番につきましてはすでに工事が始まっております。

1 2 番
(奥住 雄一君)

3番、4番、8番につきましては現地確認をしております。

9 番
(高橋 文雄君)

6番につきましては、すでに住宅を壊しておりました。

5 番
(伊東 誠司君)

7番につきまして現地はすでに更地になっております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号 農地法第5条に係る会長専決につきましては、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第3回総会を終了いたします。

大変御苦勞様でした。

午後4時16分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成31年3月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩